処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第８条第７項
処 分 の 概 要：	銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：	三重県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第８条第６項・第７項
処　分　基　準：	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110)
備　　考：	